

高橋眞[著]『判例分析による民法解釈入門』（初版第1刷り）の正誤表

75頁下から6行目

売主が催告を⇒買主が催告を

75頁下から5行目

対し、買主が⇒対し、売主が

79頁図最上段

$Y_1=A=\underline{G} \Rightarrow Y_1=A=\underline{B}$

113頁15行目

父Bが、Y₁から⇒父Bが、Xから

157頁5行目

できなったときは⇒できなかつたときは

247頁下から12行目

あつてはじめて、客観的に⇒あつてはじめて認めることができ、それが客観的に